

まじきな事務所通信 R7-5

先日、ある一定の条件下で、営業所専任技術者が現場技術者を兼任出来るようになった

事をお知らせしましたがそれとは別に、

大体同じような条件の下で、一人の主任技術者又は監理技術者が1億円未満の2つの現

場を兼任出来るようになりました。 (専任特例1号と言います)

一定の条件下とは下記の内容です。

兼任可能な現場の数は2現場・請負金額は税込み1億円未満・下請次数は3つまで・連

絡員を配置すること

・現場と現場の移動距離は片道2時間以内・人員の配置計画書を作成する事等の条件は

付きますが、人手不足に悩む業界にとってこちらも朗報です。

PDFの資料も併せてご覧ください。

※もっと詳しくお知りになりたい方は国交省のHP「現場技術者の専任合理化」

(R6.12.13施行)で検索して下さい。



No2

現場技術者 (主任技術者・監理技術者) の専任工事現場の兼任 について

新設された「専任特例 1号」の解説

補佐の配置が必要な従来型の「専任特例 2号」は次回解説

R6.12月法改正の解説

●建設工事に専任で置くことが求められている主任技術者・監理技術者は、工事現場ごとに専任で置く事とされているが…

今般、生産性向上に資するため、連絡員を配置し、スマート・タブレット端末等の情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事について、兼任を可能とする制度を新設（専任特例1号）

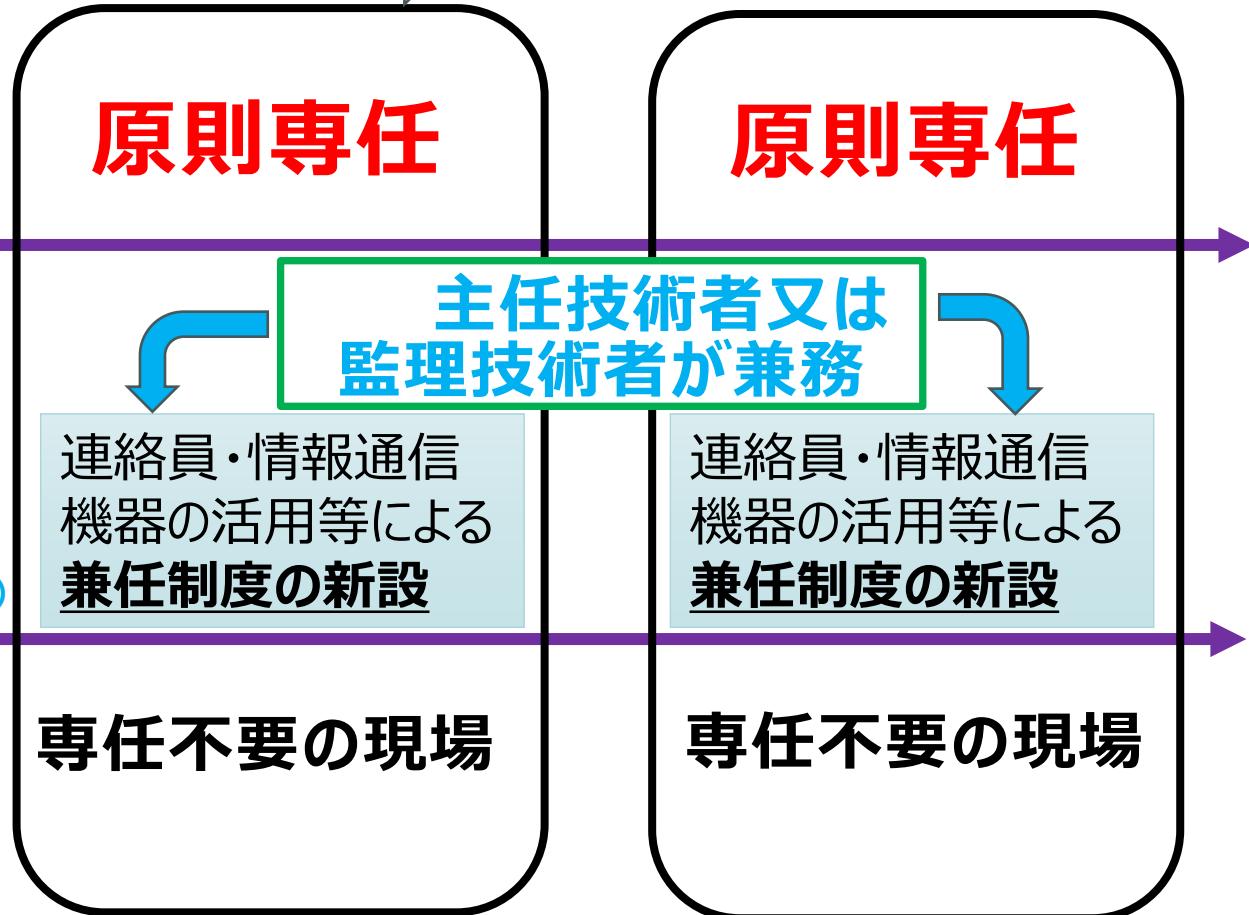
現場技術者が2現場を兼務するイメージ

※R7年1月から適用

現行



改正後



※専任不要の現場とは、4,000万円未満の技術者の常駐を求めない工事現場のこと。

() は建築一式工事

※R7年1月から適用

専任特例1号 の場合

- 工事契約

当該営業所において、締結された工事であること

- 請負金額（税込）**（専任特例2号は、税別）**

1億円（建築一式は2億円）未満

- 兼任現場数

2工事現場

- 工事現場間の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

【兼務の要件】

- 下請次数

3次まで

- 連絡員の配置（専任特例2号は、3か月以上の雇用関係がある技士補を補佐かつ専任で配置する必要があるが、専任特例1号は、雇用関係がなくとも成立し、常駐も求めないが、最終的な責任は、請負会社が負う。）

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置すること

（土木一式、建築一式は実務経験1年以上必要）

- 施工体制を確認できるスマホ・タブレット端末等、情報通信技術の措置

- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等

- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置

※注

工事途中で請負金額が1億円を超えた場合、下請次数が3を超える等、要件を満たさなくなったときは、別に配置技術者を専任で配置しなければならない。